

津山圏域第二種免許取得支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、津山圏域第二種免許取得支援補助金（以下「補助金」という。）の交付について必要な事項を定めるものとする。

(補助金の目的)

第2条 この補助金は、旅客を担う自動車運送事業者が、事業主が経費を負担し、ドライバーの育成及び確保のため従業員の第二種免許の取得を図る場合について、係る経費の一部を補助することにより、公共交通の確保維持を目的とする。併せて、有資格者の正社員化を促進、公共交通における女性雇用機会の増加、津山圏域内における雇用の安定化を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「旅客自動車運送事業者」とは、道路運送法（昭和26年法律第183号）第2条に規定する者をいう。
- (2) 「第二種免許」とは、道路交通法（昭和35年法律第105号）第86条に規定する運転免許をいう。
- (3) 「津山圏域」とは、津山市、鏡野町、奈義町、勝央町、久米南町、美咲町の1市5町で構成される圏域のことをいう。

(補助対象者)

第4条 この補助金の交付を受けることができる者は、次の各号に掲げる要件を全て満たし、かつ、従業員の第二種免許取得に係る経費を負担した事業者とする。ただし、津山圏域公共交通連絡協議会が適当でないとき認めるときは、この限りでない。

- (1) 津山圏域内に事業所・営業所を有する旅客自動車運送事業者であること。
- (2) 津山圏域を構成する自治体に納付すべき市税又は町税を滞納していないこと。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる団体は、交付の対象としない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）が役員となっているもの
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有するもの

(補助対象経費)

第 5 条 この補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次に掲げる運転免許の取得に要する経費とする。

- (1) 大型第二種免許
- (2) 中型第二種免許
- (3) 普通第二種免許
- (4) 大型特殊第二種免許

(補助対象の要件)

第 6 条 補助対象の要件は、次の各号に掲げる条件をすべて満たすものとする。

- (1) 「第二種免許」の取得日が、平成 30 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日の間のいずれかの日であること。
- (2) 「第二種免許」の取得後、1 年間以上雇用状態にあること。ただし、新規雇用、継続雇用の種別、また雇用形態は問わない。

(補助金の額)

第 7 条 この補助金の額は、補助の対象となる従業員（以下「補助対象従業員」という。）1 人につき、補助対象経費の 2 分の 1 の額（国、地方公共団体その他公共的団体から別に助成措置を受けた場合は、補助対象経費から当該助成措置の額を控除した額の 2 分の 1 の額）とする。なお、補助対象従業員が女性の場合は補助対象経費の 4 分の 3 の額とする。ただし、前条に掲げる各運転免許につき 1 人あたり上限 20 万円かつ、各年度間において一事業者あたり延べ 10 人を限度とし、予算の定める範囲内で交付するものとする。

2 前項の補助金の額に 1, 000 円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(交付の申請)

第 8 条 交付の申請は、補助金交付申請書（様式第 1 号）によるものとし、次に掲げる事項を記載した書類を添えて、従業員の運転免許取得から 1 年以内に津山圏域公共交通連絡協議会に提出しなければならない。

- (1) 企業概要書（様式第 2 号）
- (2) 津山圏域を構成する自治体の市税又は町税の完納証明書
- (3) 旅客自動車運送事業者であることが確認できるもの
- (4) 従業者数を証明する書類の写し

- (5) 実績報告書（様式第 3 号）
- (6) 運転免許証の写し
- (7) 自動車教習所への支払いが証明できる書類の写し
- (8) その経費を負担したことが証明できる書類の写し

（交付の決定及び額の確定）

第 9 条 交付決定通知及び交付額確定通知は、補助金交付決定通知書（様式第 4 号）によるものとする。

（補助金の請求）

第 10 条 補助金の請求は、平成 33 年 3 月 31 日までに、補助金請求書（様式第 5 号）により行うものとし、次に掲げる事項を記載した書類を添えて提出しなければならない。

- (1) 補助金更新申請日から、免許取得した補助対象従業員を、1 年間以上雇用していることを証明するもの

（補助金の返還）

第 11 条 津山圏域公共交通連絡協議会は、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の全部若しくは一部を交付せず、又は交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) この要綱に違反したとき。
- (2) 提出書類又は補助金交付の申請に関して、虚偽の記載があったとき。

（その他）

第 12 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行し、同日以後に取得した運転免許について適用する。

2 この要綱中、第 5 条第 2 項「補助対象経費には、消費税及び地方消費税の仕入控除税額に相当する額を含まないものとする。」については削除する。なお、この効力は、平成 30 年 4 月 1 日に遡って有するものとする。（平成 30 年 9 月一部改正）